

平成 2 6 年 第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成26年 9 月 17 日
- ・ 開 会 平成26年 9 月 17 日
- ・ 閉 会 平成26年 9 月 18 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	小	島	一	弘
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、平成26年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、9番、小島一弘議員及び10番、後藤幸太郎議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
今定例会を開催するにあたり、去る9月11日に議会運営委員会を開き、本日開催の定例会の会期等について協議をいたしました。
今定例会では、一般質問者が3名、町長から、提出されている案件が17件であります。その内容は、一般議案9件、決算認定8件です。
このほか、議会提出議案も予定をされております。
したがって、一般質問及び決議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日9月17日に開会して、9月18日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先程の議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月18日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月１８日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
大槻事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。

大変申しわけありませんが、出席説明員の報告の欄におきまして、農業委員会
長につきまして、山神正信氏に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありま
せんでした。

なお職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願いま
す。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りあります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますの
で、御了承願います。以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

- ◇議 長 日程第４、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 平成２６年第３回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を申し上げ
ます。

６月２６日、北網地区市町長会議が網走市で開催をされ、出席をいたしました。
各市町村における市町村長の実行委員会としての立場、また、空き家対策などにつ
いて意見交換をしたところでございます。津別町からは、過疎債のソフト事業を活
用して、空き家の撤去を補助金などについて対応していると報告があったところで
ございます。

６月２７日、大空町総合計画策定審議会を開催をいたしました。第２次大空町総
合計画策定に向けて初めての会議となったところでございます。役員、部会の構成
等を決定をし、この時、総合計画の策定についての諮問を行ったところでありま
す。

さらに、今後のスケジュールの確認、アンケート調査の実施について協議をいたしたところでございます。

6月28日、北見大空会定期総会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。63名の出席があったところでございます。次回開催については、平成27年度は見送り、28年6月を予定していると報告がございました。

7月1日、大空町交通安全社会を明るくする運動大会を行いました。556人の参加をいただいたところでございます。標語の入選者に対する表彰、また全員で交通安全と犯罪のない明るい社会づくりを誓ったところでございます。

7月2日は、オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会が北見市で開催をされました。私が委員長となっている専門委員会ということで、私の招集となったところでございます。夏季要望に係る項目について審議をいたし、12項目の要請内容を決定したところでございます。

同じく7月2日、大空町地域福祉計画策定委員会を開催をいたしました。第1回目の開催ということでございます。高齢者、障害者、子育て等の部会の方向性を決定するとともに、地域における課題の掘り起こしと、その対応策を計画としていく旨を説明したところでございます。

7月3日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会を開催をいたしました。この協議会については、定期総会として開催をいたしましたが、5月の豚流行性下痢の発生を受け、家畜保健衛生所の指導のもとに蔓延防止対策を講じた、その結果などについて報告をさせていただきました。これにつきましては、6月30日に鎮静化されたと報告をいたしたところでございます。

7月3日から4日にかけては、東京に出張いたしまして、全国民間空港関係市町村協議会の理事会、総会、併せて要請活動に参加をいたしました。事業報告、決算の認定、また新年度運動方針予算などを決定したところでございます。空港整備のあり方などについて、今後検討していくことが必要ではないかと感じたところでございます。

7月5日は、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙行いたしました。66名の参加をいただいたところでございます。

7月8日は、旭台部落開基100周年・分離68年記念式典・祝賀会に出席をいたしました。68名の関係者の方々が出席し挙行されたところでございます。スライド写真などで当時を偲ばれておりました。

7月9日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催をいたしました。古梅ダム畑かん施設の管理については、美幌町と広域の協議会を設置してございます。この中におきましては、会計の平成25年度の決算などについて、認定を行ったところであります。また、意見交換として今後の水利の多目的活用について、美幌町長と意見交換をしたところでございます。

同日、北海道議会農政委員会道内調査意見交換会が網走市で行われました。活性化期成会の役員として出席をさせていただいたところでございます。農業農村整備事業、粗飼料の基盤充実、農業における人材確保、シストセンチュウ問題、流通システムの改善、自給率向上など、管内の農業を取り巻く課題などについて、意

見交換を行ったところでございます。

7月10日は、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催をされました。

各委員会で協議をいたしました要請内容を役員会に諮り、審議をし、了承を得たところでございます。

当面の課題だけではなく、オホーツクの将来を見据えた課題に対応できる、そういった体制づくりが必要ではないか、そんな提案も出された役員会となりました。

7月10日から8月19日にかけては、地域振興施設の整備構想に係る懇談会を開催いたしました。14会場で開催をいたし、大勢の皆さんに出席をいただきました。経営に対する不安、機能の要不要、利用規模の大小、運営母体の選定、交通安全上の配慮、人材の確保、温泉熱の利活用、分散方式の可能性などについては意見をいただいたところであります。総じて拠点の必要性を訴える意見が多かったと受け止めております。

7月12日、旭川地区女満別会総会に出席をいたしました。10名の出席ということで、会員の減少と参加が少なく、今後のあり方について検討していかなければならない、そのように話されておりました。

7月14日は、北海道土地改良事業団体連合会オホーツク支部理事会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。夏季要望、今後のスケジュールなどについて審議をして決定をしたところでございます。

7月18日には、オホーツク地域づくり連携会議が網走市で開催をされました。人口減対策、またオホーツクへの来訪対策について意見交換をしたところでございます。私からは、民間力の活用、またJA、森林組合、漁協といった方々との連携、空港の役割向上が必要であると、そのような意見について述べさせていただきました。

7月23日から25日にかけては、札幌に出張しております。その中でいくつかの会議などに参加をしてございます。一つとして、道州制勉強会でございます。オホーツク町村会が主催として開催をいたしました。東京大学名誉教授大森彌先生を招いて、現在の道州制の問題点などについて検証を行ったところでございます。

また、北海道合併市町連携会議総会にも出席をいたしました。今年度から、支所の経費が交付税に反映されることとなりましたけれども、これは合併した市町村の1本算定後に加算をされるという内容となっております。27年度以降、人口密度補正、公共施設設置構成などについて要請をしてきたところでございます。

北海道てん菜振興自治体連絡協議会総会にも出席をいたしました。平成25年度の要請活動によりまして、基準糖度、支払い単価の見直しが行われるなど、成果があった旨が報告されたところでございます。

北海道市町村長交流セミナーに参加をいたしました。二つの講演を聞いてまいりました。一つは、人口減少時代の自治体経営ということでの内容でございましたが、大都市での事例ということで、あまり参考にならなかったかなと、そんな印象でございました。

もう一つは、現在の政権の安全保障、また、経済対策の分析と題した内容でござ

います。国際情勢と、その中における日本の立ち位置、また、アベノミクスと言われる経済対策においては、秋口での対策がさらに必要であるというような内容で、大変興味深くお聞きをしたところでございます。

北海道町村立高等学校自治体連絡協議会要請活動にも参加をいたしました。町村立の高等学校整備にあたりましては、過疎債の対象となることになりましたけれども、過疎以外の町村もでございます。そんな中で、北海道地域づくり総合交付金の対象とするよう、北海道さらには北海道教育委員会に要請をしたところでございます。

7月26日は、オホーツク地域化製場エゾシカ化製施設新設工事安全祈願祭が湧別町で行われ、出席をいたしました。懸案でございましたオホーツク地域化製場の増設がエゾシカ施設として着工したところでございます。今年度中の完成を予定しているところでございます。

7月29日から8月1日にかけては、札幌、東京に出張していろいろな要請活動などに携わってまいりました。一つとして、オホーツク圏活性化期成会夏季要望ということで、札幌では、開発局、北海道庁に要請、東京では、私は農林水産班といたしまして、農林水産省に対して要請活動を行ったところでございます。

北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会夏季要望、管内の他の高速道路の期成会とともに、北海道開発局、また東京におきましては国土交通省、国会議員の皆さんに要請活動を行ったところでございます。

北海道土地改良事業団体連合会オホーツク支部夏季要望につきましては、農林水産省の課長補佐の皆さん方と意見交換をさせていただいた後、国会議員の皆さんに対しまして、管内事業に係る平成27年度予算の確保について要請をしたところでございます。

8月8日は、両地域の地域審議会を開催してございます。女満別地域審議会からは、青年の交流、また、成年後見制度のあり方、子育て支援、スクールバスの更新、幼稚園の整備、農村地域の情報化、水資源の確保などについて意見をいただいたところでございます。

東藻琴地域審議会におきましては、中央病院への補助、各公共施設の耐震化、東藻琴小学校の改修、マラソン大会のあり方、文化会館の改修、宅地造成の内容、水資源の確保、滞納状況、合併特例債の活用などについて御質問や御意見をいただいたところでございます。

8月9日から10日にかけては、私が参加をしております市町村長政策研究会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。農林水産省企画官を招き、農作物の海外展開のあり方などについて研修をしたところでございます。次回は10回目となることから、拡大研究会といたしまして、全道の市町村長に御案内を差し上げ、人口問題をテーマに研究会を開催するということを決定したところでございます。

8月13日は、シストセンチュウ対策連絡協議会を開催をいたしました。清浦地区での発生を受け、開催したところです。両JAからの出席をいただき、今後の対応と国への要請等について確認をしたところでございます。

8月15日は、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を執り行いました。

99名の参加をいただいたところでございます。初めての試みといたしまして、詩吟の会の皆さんに献吟を披露していただいたところでございます。

9月4日、オホーツク町村会農林水産委員会を網走市で開催をいたしました。北見JA連小麦集出荷施設を視察させていただいた後、管内のJA組合長、森林組合長の皆さんと懇談をさせていただきました。ここでもシストセンチュウの問題、農業施設の集約化、また、農業における人材の確保、森林整備加速化事業などの存続などの項目について懇談をしたところでございます。

9月5日、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされました。このときは、事務局体制について協議をいたしたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。1番、上地史隆議員。

◇上地議員 皆様おはようございます。

1番 上地史隆でございます。このたび定例会で質問する機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

まず最初に7日の東藻琴海洋センターで行われた防災訓練に参加された住民の方々、御協力いただいた各関係機関の皆様、本当にお疲れ様でした。

その際に、消防署長の挨拶がありましたが、日々の訓練で行えないことは、災害時には行えないという言葉がありましたが、まさにそのとおりであり、消防団員である私も再度防災について考えさせられる1日でありました。

それでは、以下通告に従い、質問に移らせていただきますが、私の後に御登壇する議員の皆様と重複するところがあるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

それでは、今回の質問の土砂災害対策について、質問させていただきたいと思います。今回の質問の土砂災害についてですが、大空町の朝日地区でも5月16日から17日にかけての降雨により、土砂災害がありました。住民や建物に被害はありませんでしたが、畑が陥没し土砂が川を堰き止めてしまうことがありました。現在は復旧も終わりましたが、今後、ほかの地域でも土砂崩れが起こるのではないかと不安を感じさせられております。

新聞の記事にも「増える土砂災害」と大きな見出しで記事が掲載されたり、ニュースなどでも連日報道されています。それを御覧になり、同じ不安を抱いている住民の方々も多いと思います。

8月に相次いだ広島市、礼文町の土砂災害では、合わせて76名の方が亡くなるという甚大な被害がありました。尊い人命が犠牲になり、この二つの土砂災害の原因となった局地的な集中豪雨であります。全国的に増えており、11日にも、札

幌など道央圏で数十年に1度の大雨が降っております。その際に70万人の住民の方々が避難勧告が発令され、避難される事態も起こっております。

それとともに、降雨と共に土砂災害の発生件数も増加傾向にあり、国土交通省は、従来とは異なる雨の降り方と土砂崩れの多発に関連性があると指摘しております。土砂災害防止法の検討作業にも着手を始めましたこの土砂災害防止法であります。1999年の広島県の豪雨災害を契機に、2001年に施行され、都道府県が土石流などの恐れがあるとされる災害危険箇所から、警戒区域、特別警戒区域を指定し、さらに市町村が地域防災計画で避難体制をつくるように定めております。ただ、指定には多額の調査費用や住民の同意が必要で全国の危険箇所52万5,000箇所のうち、指定済みが約7割にとどまっているそうです。

国は、調査費用の支援拡充や法改正による指定手続の簡素化、土砂災害警戒情報も市町村の連絡義務付けなどを検討しています。一方、本州に比べて雨が少ない道内は、1時間以上に50ミリ以上の雨が降るのは極めて稀ですが、過去に比べ大雨が1時間に20ミリ以上と、雨が降る回数は確実に増えているそうです。日本気象協会北海道支社によると、道内のアメダス100地点当たりの回数は2011年、127回、2012年、167回、2013年は197回と数字でも急増していることがわかります。土砂災害も同じく2004年から2013年までの間に計99件に上り、2012年、2013年はともに13件と雨量の増加とともに急増していることがわかります。

その一方で、道内の危険箇所1万2,000箇所のうち、警戒区域の指定率は11.9%と都道府県別で最低です。道は指定に係る調査費用について、3分の1の国の補助率を求め指定のペースを早める考えですが、新谷北大名誉教授の砂防学では、警戒区域の指定を早めるには道の役割に加え、市町村が指導して説明を繰り返すなど、積極的関与が必要だと指摘もしております。大空町にも地域防災計画があり、その中に土砂災害予防計画もあります。ですが、地すべり、崖崩れ被害発生予想区域の指定についてであります。上東、栄町などの地区名しか載っておらず、ほかにも危険区域があるはず。土石流危険区域についても、朝日、住吉、東洋、山園しか載っておらず、ほかにも起こる可能性があるのではないかと考えております。予想される被害についても、畑、原野、山園ふるさとセンターしか記載されておらず、民家などの記載はありません。

このことについては、町民の生命財産を守るためにも、どのように考えているのか。是非お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地史隆議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

近年、短時間に局地的な大雨が降り土砂災害等を発生させる要因となっております。8月には広島市で大規模な土砂災害が発生し73名の方が亡くなり、未だ1名の方が行方不明となっております。礼文町におきましても、土砂崩れが発生し2名の方が亡くなるなど悲しい災害が起きております。お亡くなりになりました方々

のご冥福をお祈り申し上げるところでございます。

このような、災害はどこでも起こり得るもの、大空町でも想定をしておかなければならない、そのように考えます。地域における防災につきましては、災害予防応急対策、災害復旧等の対策を実施し、町民の身体、生命財産を保護するため、災害対策基本法の規定により、各市町村で地域防災計画を策定することとしてございます。

大空町地域防災計画の中の土砂災害予防計画では、重要な警戒区域として、地滑り、崖崩れ被害発生予想区域を2カ所、土石流危険区域7カ所を指定してございます。町の指定につきましては、過去の災害実例によりまして、地滑り、崖崩れ被害発生予想区域を、さらに土石流危険区域につきましては、図面や現地調査をもとに指定している状況でございます。このほかにおきましては、北海道におきまして、土砂災害危険箇所として急傾斜地崩壊危険箇所14カ所、土石流危険溪流19カ所を指定しております。

北海道の指定の基準につきましては、傾斜が30度以上高さが5メートル以上の箇所を急傾斜地崩壊危険箇所、また傾斜勾配が3度以上の谷地形の箇所で、保全人家等がある若しくは人家の立地が見込まれる箇所を土石流危険溪流としてございます。これらはいずれも図面上において判断をしているとのことでした。

また、町指定の土石流危険区域7カ所につきましては、北海道指定の土石流危険溪流19カ所と重複をしており、その内数となっている現状でございます。

町といたしまして、町民への周知方法でございますが、25年3月に地域防災計画の見直しを行った際、町内全世帯へ土砂災害の注意事項等を記載しました防災のしおりを配布をいたしました。しかしながら、重要な警戒区域の場所などの情報につきましては、具体的にお知らせをしていない状況でございます。

国では、広島市の災害を踏まえ、都道府県が指定している土砂災害危険箇所等について住民に緊急周知するよう、北海道を通じて私どものところには、9月9日、具体的に要請がございました。町といたしまして、直ちにホームページに掲載するとともに対象となる区域の世帯の皆さんには9月中に個別に訪問し、説明を行いたいと思っております。土石流危険溪流につきましては25世帯、急傾斜地崩壊危険箇所については16世帯の方々が対象になってございます。

国では災害被害の未然防止を図るために緊急速報メール、通称エリアメールと言っているものを活用してございます。これらは、緊急地震速報のほか、災害時における避難準備情報、勧告、指示の情報を即時に提供することとなっております。

発信者につきましては、それぞれの法律により国や市町村が行うこととなっております。このほか町では、気象における特別警報、土砂災害警戒情報、津波、地震情報、河川洪水予報など町民の皆さんに伝達する手段として、メール配信サービスをこの10月からスタートさせることといたしまして、現在準備を進めているところでございます。この方法につきましては、事前の登録が必要となりますことから、十分なPRと町民皆様の御理解を得るよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇ 議 長 1 番、上地史隆議員。

◇ 上地議員 町長から説明をいただき、土石流発生予想区域とか限られているところしかしていないことがわかったんですが、一応土石流の道の分では傾斜が30度以上と言っていたんですが、実際、土石流というのは簡単に定義でいいますと、土砂が雨水、地下水位と混合して河川、溪流など流下する現象だと言われておりますが、実際、気になったのは土石流発生予想区域のところにパナクシュベツ川が入っていないんですよね。一応女満別川と合流しており、傾斜的には30度以上はないとしても、結果としては山間部を流れているので、土石流が発生する原因にもなるんじゃないかなと。実際に川の横を歩いたりしているので、そういう危険性はないのかなと思っております。これから住民の方に周知の徹底を図ると事前に住民の方に訪問とかも個別にすることというのは実際に是非、早急に行ってほしいなと思っております。

近日ニュースでも騒がれているようにスーパー災害で、少しでもタイムリーに行っていただければと思います。もし、実際に区域とか、わかった場合には、住民への周知とかも再度徹底して行っていただきたいと思います。

質問はこれで終わります。

◇ 議 長 山下町長。

◇ 町 長 先程、北海道が指定しております土砂災害危険箇所は33カ所あるというふうに申し上げました。町といたしまして、これらの現地調査もあわせて行いたいと、そのように考えてございます。北海道が図面上で指定をしておりますので、実際にそこに人家が存在するのかわからないのか、こういうことの精査も必要になってこようかと思っております。その上で、町の重要な警戒区域と、町の防災計画にも指定する必要があるというふうに考えられるところについては、防災計画の中に追加をしてしっかりと位置付けてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

そのほかにも、今回、町が指定している、また北海道が危険箇所というふうに指定している以外でも御心配の箇所というものがあるのではないかと、そのように思います。この土砂災害のメカニズムといいましょうか、危険な要素というものを町民の皆さんにお知らせをさせていただくと同時に、町内のお住まいの方々からも情報をいただく、また、町の職員として町内の巡回等を行いながら、そういう危険箇所等も拾い出しを行ってまいりたいと、そのように思っております。その中で、従来の指定区域などと類似するような、そんな地形のところについては、新たに町の防災計画の中に、さらに盛り込むと同時に、現在、北海道の33カ所以外の地域として北海道にも連絡をすると同時に、そういったものの指定もあわせて、行っていただけるような、そんなことに努めてまいりたいと、そのように考えております。

また、それらのことにつきましては、対象となる当該町民の皆さん方にもお知らせ

せをし、そして常にそういった事柄から身を守るような、そんな自助の精神もお願いをする、ということを今後努めてまいりたいというふうに考えております。

この防災につきましては、町民の安全をいかに守るかということで、町民に皆さん方、自らの御努力と、また、地域の協力や町としての最大限の努力をしていかなければならないものと考えております。町としての役割をしっかりと果たすように今後とも努めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 1 番 上地史隆議員。

◇上地議員 町長の説明で、早急に調査していただけるということがわかりましたので、これで質問を終わりたいと思いますが、最後に、町民の生命財産を守るためにも、是非少しでも早く指定していただきたいと思います。

これで質問の方を終わらせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先程、9 月中に北海道が指定している方々のところについては個別に訪問をさせていただくということでありますけれども、既に資料なども作りまして、具体的にお話をさせていただこうと思っております。

また、秋におきましては、雨のシーズンを迎えることとなります。台風などの可能性もあり、過去には大空町において、水防の関係で避難勧告をした経過もございます。そういった心配を町民の皆さんのところから少しでも少なくできるような、そんな対策については迅速に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、10 月からスタートいたしますメール配信などについても、大勢の町民の皆さんにご登録をいただき、そして、情報を的確に受け取っていただける、そんなことにも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

今後とも、御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。

次に、3 番、原本哲己議員の一般質問を許します。

3 番、原本哲己議員。

◇原本議員 改めまして、おはようございます。

今年4月の選挙で初めて町議会議員になりましたは原本です。初めての一般質問で緊張していますので、多少お聞き苦しい点や不適切な言葉遣いがありましたらお許し願いたいと思います。

では、1 番目、東藻琴小学校大規模改修の質問に入ります。

1 点目、平成26年度予算で東藻琴小学校大規模改修実施設計費が計上されてい

ます。現在どこまで進んでいるかお聞きします。また、現時点でわかっている改修内容等があればお聞きしたいと思います。

2点目、建築から40年以上が経ち、設備構造上、また機能面からもいろいろな問題が出てきていると思います。今回の改修でどのようなことができるのか。また、関係者、保護者の意見をどのように反映されているかお聞きします。

次に、2番目、地域振興施設について伺います。

1点目、東藻琴地区の地域振興のため、この問題に平成22年から取り組み、4年間の検討のもと、今年7月、8月に東藻琴地区で住民説明会、懇談会が行われました。先程の町長の行政報告でも一部ありましたが、これまでの流れ、そして、今回の説明会、懇談会の結果についてお聞きします。また、この中で大きく変わる見方、意見などがあったかお聞きしたいと思います。

2点目、今朝の北海道新聞で既にこの計画がスタートしたように記載されていましたが、今会期の補正予算に調査設計委託料が計上されています。今後の進め方、スケジュールについてお聞きしたいと思います。

以上2つのこと4点について質問します。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 原本哲己議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

東藻琴小学校は、昭和45年に建築された鉄筋コンクリート、一部鉄骨づくり2階建ての建物であり、築後44年が経過し老朽化が進んでおります。現在までに部分改修や大規模改修、さらには耐震化工事などを行ってきているところでございますが、教育環境の改善充実のため、大規模改修事業を実施することとしたものでございます。本年度は、大規模改修事業の初年度といたしまして、6月開催の第2回議会定例会において、実施設計に係る補正予算をお認めいただき、これに係る入札を7月15日に執行し、7月18日に落札者であります株式会社日本技研と契約を締結したところであります。契約期間は平成26年7月18日から平成27年3月10日までとなっております。本実施設計に係る業務委託内容といたしましては、平成27年度及び平成28年度の2カ年の予定で、東藻琴小学校大規模改修工事を実施するに当たり、現地調査、改修図の作成、積算業務などを行い最終的な成果品を作成することとなっております。今回の大規模改修では、屋根、壁、窓といった、傷み具合に応じた改修、さらには給排水、暖房や照明、そういった設備の改修、さらには内装、内壁等もろもろの設備について全体的な観点から、改修を行うと、そのような考え方を持っているところでございます。

これまでの実施設計委託業務の進捗状況でございますが、現在、現地調査の段階でありまして、屋根や窓、外壁の状況のほか、照明、暖房、給排水設備などの現況調査を進めているところでございます。

また、関係者からの意見要望の把握と、大規模改修事業への反映についてでございますが、既に小学校からは各種教室や体育館など、想定されます改修箇所毎に、細かな要望事項を提出いただいております。現在、一つ一つの要望内容について点検及

び検討を行っております。今後は、建物の現状や大規模改修に当たっての技術的課題など十分踏まえた上で、改修計画の内容を詰めてまいりたいと考えております。また、検討を進めていく中で、保護者への説明や要望意見なども伺い計画に反映してまいりたいと考えているところでございます。教育委員会といたしましては、今回の大規模改修事業として、校舎や体育館などの施設の延命を図るとともに、より快適な教育環境が提供できるよう、最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、原本哲己議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からは、地域振興施設について御答弁を申し上げたいと思います。

初めに、地域振興施設の検討経過ということでお話を申し上げたいと思います。東藻琴地区のまちづくりや地域の活性化の観点から、平成22年に関係団体からの推薦や一般公募の皆さんによりまちづくり住民懇談会を組織し、2カ年にわたり施設整備の必要性や候補地の選定、導入する企業などにつきまして検討をいただきました。平成22年度は、乳酪館周辺を候補地とした道の駅を第1案とし、平成23年度は、市街中心部に候補地を求め、道の駅の発想から離れた住民生活を支える視点に目を向けた地域振興施設を第2案としてまとめていただきました。まちづくり住民懇談会では討議の結果、第2案の地域振興施設を優先し、取り進めるべきとの意見集約がなされたところでございます。この二つの案を報告いたしました。

平成24年の住民説明会におきましても、第2案の地域振興施設がこの地域の活性化を図るためには、必要な施設であると皆様から御意見を頂戴したところでございます。この結果を受けまして、平成24年度は新たに地域振興施設運営検討委員会を設置し、東藻琴の市街中心部、現在の佐々木旅館さんとその周辺用地を候補地として地域振興施設の運営方法や、運営組織のあり方、住民参加の仕組みづくりなどについて議論を深めると同時に、施設内容の見直しを検討いただいたところであります。

翌平成25年度は運営組織への参加者となり得るであろう地元商工会の皆さんや関係団体の皆さんにより、地域振興施設運営組織準備委員会を昨年の6月に組織をいたしました。これまでの議論の全体の整理と、施設規模や具体的な機能のあり方、併せて受け皿となる組織の立ち上げに向けて具体的な検討をいただき、その整備構想を東藻琴地域振興施設運営戦略構築計画としてまとめていただき、今年の3月、町へ報告をいただいたところでございます。このように過去4年間にわたり、住民の皆さんにより検討が行われ、その内容につきましては、広報紙やふれあいトーク、そして住民説明会を開催し、住民の皆様へ情報提供を行ってきたところでございます。

今年の2月から3月にかけては、整備構想に対する町民の皆様からの意見公募ということで、パブリックコメントを実施し、整備構想に対しまして、いろいろな角度から御意見をいただきました。その結果につきましては、町の考え方を整理

し6月発行の広報、町のおしらせ号でお知らせをしたところでございます。こうした中、先に開催いたしました住民説明会やパブリックコメントの中で、アンケート調査を実施してはどうかとの御意見もいただいたところでございますが、アンケート調査を実施するにしましても設問をどのように設定するか、非常に難しいものがございますし、単に整備構想に対する是か非かだけでは、十分な住民の皆さんの意見反映にはならないものと考え、改めて、自治会毎の説明会、懇談会を開催し、より多くの皆さんと懇談をし、意見の把握に努めることが必要であると考えたところでございます。開催につきましては、2月に開催をしました住民説明会の資料をもとに7月に農村部の自治会、8月には、市街地区の自治会ということで、東藻琴地区の全16自治会を対象として14カ所の自治会館に御邪魔をし、意見交換を行わせていただきました。

東藻琴地区で開催された住民説明会、懇談会の結果でございますけれども、私が受けた全体の印象ということで御答弁を申し上げたいと思います。

飲食部門の必要性が大きな要素になるのではないかと考えてございましたけれども、宿泊施設の必要性を訴える方が非常に多く、認識を新たにしたところでございます。また、運営に対する不安や導入機能の要・不要、事業規模の大小、運営母体に関すること、交通安全上の配慮、人材確保のあり方、温泉の利活用、機能の分散の可能性など様々な御意見があったところでございますが、東藻琴地域の現在、そして将来を考えたとき、総じて整備構想にあるような施設を拠点として地域の活性化を図っていかなければ、ますます地域が疲弊してしまうというような危機感というものが強く伝わってきたところでございます。

この結果を受け、町として今後の方向性になりますが、長年町民の皆さんに御検討いただいた整備構想には、東藻琴地域を何とか活性化させなければならないという強い思いが込められたものとなっております。さらに、各自治会毎の意見集約におきましても、地域振興施設の早期整備に向けて前向きな発言が多くございまして、町としても、このような意向に応えるべく、整備構想の実現に向けた取り組みが必要だと判断をしたところでございます。こうしたことから、準備委員会でまとめたいただいた整備構想をもとに、住民説明会やパブリックコメント、そして、今回の説明会、懇談会などを通じて出されました御意見や御提案などを踏まえまして、建物の配置や形状、導入機能などにつきまして幾つかの案について比較検討しながら、施設の基本的な事項を整理し、議会の皆さんと論議を深めてまいりたいと考えております。こうしたことから、本定例会に基本設計に係る委託料を補正予算として提案を申し上げたところでございます。また一方で、この施設を拠点とした住民参加によるソフト面につきましても、具体的な事業展開を検討し、この施設が担う役割というものをわかりやすくイメージできるように資料等の充実などを併せて図ってまいりたいと考えております。

今後の進め方ということで、施設整備に係るスケジュールについての御質問でございますが、現段階では不確定な要素もあるということで考えております。しかしながら、今回御質問でございますので、現段階で考えられるものとして、御説明を申し上げたいと、そのように思います。平成26年度中に用地交渉を行い、平成2

7年度には実施設計、用地の取得、財源の確保、既存の建物の取り壊し、平成28年度に建設工事に着手をし、関係条例や規則の制定、指定管理者の選定事務などを行いまして、施設の共用の時期につきましては、平成29年中の早い時期にと考えるところでございます。あくまで現段階での想定するところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。町といたしましても、これまで、住民の皆さんが長年にわたり検討を重ねてきた想いと、今回の説明会、懇談会での地域の皆さんから寄せられた意向も踏まえ、いかに不安材料を払拭できるか、そして頂いた意見をどれだけ多く取り入れることができるか、そのような点に腐心をしながら、整備構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番 原本哲己議員。

◇原本議員 3番、それでは1点目は1番目の質問についてお聞きしたいと思います。現在進んでいる大規模改修の進捗状況については、概ね了解しました。その中でもう少し、2点目に関わることになるんですが、お聞きしたいと思います。

父兄の方から体育館の施設が不十分であると聞きました。一部例を挙げれば、バスケットのコートが狭くゴールが壁に近く、走り込みのシュートができない。また、壁にぶつかる可能性があり危険だ。またそのコートが体育館の真ん中を区切るような形で、造られているので、他の運動等と共存しにくい。他にも聞いていますが、いろんなことを聞いている中で体育館の広さに問題があるのではないかと思います。

また学芸会の時に大変手狭で窮屈であると聞きました。今回の大規模改修というものの中で、体育館の拡張も含め、これらの問題を解決できないのかお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 体育館の広さということでの御質問をいただいたわけでございますけれども、今回の大規模改修事業の目的については、校舎、体育館といったその施設の延命や機能改善を図り、より良質な教育環境を子供達に提供することであると、そのように考えております。

ただいま御指摘いただきました体育館のバスケットボールと壁との間隔が狭い状況にあることや、バスケットコート自体が狭隘であるといったこと、また躯体自体の面積の現状十分なスペースとなっていない点など、体育館全体が大きな施設ではないという現状を私も承知しているところでございます。

小学校の方からも既に要望をいただいている事項でもございまして、それが一つ一つという状況を伺いながら、現在内部での検討を進めさせていただいております。また、とりわけその中で、バスケットボードの設置場所の見直しにつきまして

も、子ども達の危険回避のため、舞台側と体育館入り口側に設置場所を変更できないか、技術面や予算面を含めまして、検討を進めているところでございます。

また体育館の拡張についての御質問でありましたけれども、体育館の増築については、現行の大規模改修の補助制度上、原則として、現状の面積を増減することが認められていないといったことがございます。また、平成17年度に耐震化工事を施行した施設でもありまして、技術的な面から現時点では増築の考えというものを教育委員会としては持ってはございません。

そのようなことから、現状の面積の中で、どこまでの改修が可能なのか。しっかりと内容を精査するとともに、できる限り多くの要望に応えられるよう十分検討を加えてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 3番、原本哲己議員。

◇原本議員 今回の説明で、体育館の拡張は非常に難しいということはわかりましたが、今回の大規模改修を行うと、その後、大きく校舎に手を加えることは難しいということを知っています。そういうことで実際に困難ないろいろな決まりがあるということで、そのことが難しいとは理解しますが、少しでも東藻琴小学校が使いやすく、また関係者、保護者の意見を多く取り入れた有意義な改修に終わるように強くお願いしたいと思います。この問題の質問については終わりたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 この度の東藻琴小学校の大規模改修工事の実施に当たりましては、平成24年度、平成25年度に実施いたしました東藻琴中学校の大規模改修事業のときと同様に、学校でありますとか、PTA役員さんとも相談の上、今後、改修内容の説明でありますとか、御意見を伺う機会を設けてまいりたいと考えております。それらの意見を十分に踏まえながら、現状よりも一層の教育環境の充実が図られるよう最大の努力を傾注してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、今後とも、御指導賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 3番、原本哲己議員。

◇原本議員 それでは、2番目の地域振興施設の問題に入りたいと思います。町長から大変丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。

私も東藻琴地区のみんなの意見を少しでも聞きたく、14回の説明会、懇談会の中で、11回程、参加させていただきました。概ね今町長の答弁どおりだと思います。その中で私が特に強く感じた意見として、要望として、この施設が整備される間の恐らく1年以上かかると思いますが、この間の空白期間に、特に宿泊、

飲食、宴会への不安、心配が多数ありました。その1年、この計画が進んでいる中で1年以上の空白が少しでも短くなることをお願いしたいと思います。

また今後、住民の意見を取り入れた、希望の持てる調査設計へと進み、この施設が本当に東藻琴地区の活性化につながる施設になる計画へと進んでいくよう望んで質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回、各自治会で開催をいたしました説明会、懇談会を通じ、佐々木旅館さんがなくなって1番困るのは町民であると、そういう御意見を多くの方々から頂戴をいたしたところでございます。

これらの意向を踏まえながら、町民の皆様の日々の生活への影響を最小限にとどめるように、町としても取り組まなければならないものと考えてございます。

今回補正予算をお認めいただけたならば、直ちに基本設計を発注することにしてありますが、この中で、それらの意見も十分検討してまいりたい、そして議会と協議をさせていただきながら、事務処理を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、今後そういった視点から、御理解とまた御指導賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

先程、1回目の御答弁でも述べましたけれども、こういったものを、地域の皆さんとともに作り上げていくハード面以外のソフト面というものの充実も十分考えて取り組んでいかなければならないものと考えております。そういった視点からは、町民の皆さん方の御協力や御理解も必要になってこようかと思っておりますので、そういった面でも皆さん方の、町民の皆さん方の御理解とまた御提案などをいただきますように、この場を借りてお願いを申し上げたいと存じます。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

休憩 午前11時14分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、6番、松田信行議員の一般質問を許します。

6番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、平成26年第3回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従い質問を行いたいと思います。

今、安倍政権のもとで農業政策が大きく転換されています。具体的には、農政改

革の目標として、農業、農村の全体の所得を今後10年で倍増させることを目指すとして、農林水産業地域の活力創造プランにおいて、強い農林水産業と、美しく活力ある農山漁村に向けた4本の柱が明示されました。

その中の一つとして、まず、国内外の需要拡大、2番目に農林水産物付加価値の向上、3つ目に農地中間管理機構の設置により生産コストの削減と、そして、4番目に農村の多面的機能の維持として日本型直接支払制度、つまり多面的機能支払を創設されたところです。ほかにもまだまだメニューがありますけども詳細は割愛させていただきたいと思います。農業を産業として強くしていくと、そして、産業政策と車の両輪をなす地域政策として推進するという背景があります。

そこで、私は、農業・農村多面的機能支払交付金事業について伺いたいと思います。今北海道においても、農村地域では、担い手の減少や高齢化が急速に進み、集落機能や農業農村の多面的機能の低下が懸念される状況になっています。これは本町においても同じことで、この本町においてもこれまで農地・水保全管理支払に取り組んできた経過があります。

そこで項目1点目、大空町の基幹産業である農業における多面的機能支払交付金事業の取り組みと効果について伺いたいと思います。

項目2点目として、多面的機能支払交付金事業における地方財政措置の概要と本町における財政効果について伺いたいと思います。

3つ目に、今後求められる、組織の広域化及び実施体制の強化について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員からは、農業・農村多面的機能支払交付金事業について御質問をいただきました。御答弁を申し上げたいと思います。

この事業は、平成19年度から平成23年度までは農地・水環境保全向上活動交付金事業という名称で、女満別中央・本郷・住吉・豊里地区、末広地区が実施をしておりました。平成24年度からは、農地・水保全管理支払交付金事業と名称が変わり、さらに平成26年度から多面的機能支払交付金事業へと移行されました。現在、女満別中央地区、本郷・住吉・豊里地区は、それぞれ継続をし、末広地区については取り止め、福富地区が実施をしている状況でございます。

活動内容につきましては、農用地の法面の草刈り、耕地防風林の枝払い、用排水路の草刈り、土砂上げ、目地の補修、町道の側溝の土砂上げ、法面の草刈り、路面の補修、鹿柵の点検補修などができることとなっております。

効果でございますが、1点目として、農業者自ら作業いたしました活動については、日当が支払われ、営農活動への支援がなされているというふうに思います。もう1点は、個人、団体の農業用施設の維持補修がなされ、施設の機能保全が図られるということでございます。3点目といたしまして、農村部の町道排水路など、町の管理施設につきましても一部管理をいただいているという点が挙げられるかと

思います。4点目といたしまして、これらの作業などの一部につきましては、地元の業者委託ということも行っておりますので、地域の活性、経済活動の波及にも効果があるものと、そのように受け止めております。

先程、名称が変わったということでもありますけれども、今年度からの変更点について御説明を申し上げたいと思います。1点目は、面積当たりの交付金額が変わりました。田につきましては、10アール当たり3,400円から4,200円、畑につきましては、10アール当たり1,200円から1,480円、草地につきましては10アール当たり200円から250円、いずれも増額となっております。また、活動内容につきましても、鳥獣害の防護柵の設置や防風ネットの設置、また、有害鳥獣駆除のためのパトロール、駆除作業などが可能となっております。

次に、財政的な効果についてであります。この事業の負担割合は国が50%、北海道、町が25%となります。町の負担の25%のうち、普通交付税として15%、特別交付税として6%、合わせて21%が交付税措置されるということでございますので、説明上は実質負担は4%と言われております。しかしながら、御存知のとおり、交付税は、減額の方で今年度から動いております。地域経済基盤強化雇用対策分と単位費用等の見直しなどにより、平成26年度は2億円以上が削減されている状況にもございます。

また財政的な効果と言いましようか、そのことについてもう1点申し上げますと、町が管理している施設につきましても、先程活動に取り組んでいただいておりますと申し上げました。そのことにより、町の一般財源の削減が図られるというような効果もございます。

次に、3点目でございますが、広域化についてでございます。現在は、町内の農用地面積の概ね20%がこの多面的機能交付金事業で活動しております。今後は、広域化した事業展開を検討してまいりたいと、町としては考えているところでございます。広域化のメリットにつきまして、一つとして活動計画の大小が地区によってあるかと思っておりますけれども、活動そのものの少ない地域の交付金を他の地域で活用することもできると、そのように考えている部分がございます。また、予算規模が大きくなることにより、新しい事業に取り組むことも可能となると、そのように予想されておりますので、それらによって、全町的に農村部の費用の係る維持補修について活動が行えるのではないかと、そのように受け止めているところであります。

先程、効果として述べたものが拡充されるほか、例えば、造成した農地等の定期的な点検活動や大雨警報が発令されたときのパトロールの実施などによりまして、農用地、農業用施設の破損の未然防止と被害の軽減を図る活動なども可能ではないかと、そのように考えているところでございます。

また、町で実施している事業につきましても、多面的機能支払交付金事業のメニューを活用して実施することも、可能であります。現在も一部そういった部分で一般財源の持ち出しが少なくなるということでもありますけれども、事業規模が大きくなることによって、その他にも、一般財源で予算措置しているものの削減を図ることができるのではないかと、そのように考えているところであります。

また、今度は運営面についてのメリットということでございますが、これらを広域化して一本化することにより、事務の負担軽減を図ることができるのではないかと、そのように考えております。広域化する場合には、広域活動組織を地域に設立しなければなりません。区域は旧市町村単位もしくは現在の市町村の単位となります。これらの組織につきましては、地域の集落、地域の関係する団体、NPOなどから構成されます構成員の間の協定に基づく組織となりますので、集落へ事業の内容などについて説明をし、加入の同意をいただくことが必要かと思っております。また、集落の代表者などの方々により、活動計画などを決定していただくという内容になってくようかと思います。

こういうメリットなどもございますけれども、課題もございます。それは事務処理の取り扱いでございます。現在は、5地区のうち3地区が事務処理を団体へ委託してございまして、2地区については、活動組織自体で事務処理を行っておりますが、そのことが、その営農の負担になるということも言われております。24年度事業方針の際に、1地区が事務処理がなかなか行えないというようなことで、活動の継続がなされなかった経過もございます。

これらの事務処理については、事業費の1割以内を使用して委託する方法も認められております。地域の理解、そして組織化などと合わせて事務処理体制についても考えていかなければならないものと、そのように思っているところでございます。

以上申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきますと存じます。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 今答弁をいただきましたので、まず一つ一つ確認、それから現状を踏まえた中で、行政としてどういうふうに考えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

まず1点目、農地・水管理制度から環境保全活動からこれに移行されたということですが、私は、1人の組合員、当事者として、この現場の効果、課題ということをちょっと申し上げて理解していただきたいと思うのです。1番の問題は、農地水環境のときもそうですけれども、まず問題から提示させていただきますと、担い手にすごく負担が、この頃やっばりかかってきたということなんです。というのも、当然高齢化ですから、なかなか高齢の人には厳しいという場面もあります。そして、農家戸数も減っていく、そして、今の農業は、多種多様でいろんな野菜から特に花卉とかいろんなメニューが増えて、担い手の仕事の量はどんどん増えてきます。ましてや集約化になって面積も規模拡大になって、いくら機械の能力があっても忙しくなって、こんな状態の中で担い手にすごく負担がかかってきている。そういう認識を今後ともしっかりと持っていただきたいと思います。

また、もう一つ、一つの良いところ、これは農地・水環境保全のときでもそうなんですけれども、なぜこの地域にこの施設があって維持管理しなければいけないのかという、そういう認識に立ったときに、地域全体が共通の認識で、先輩方から後

輩にこの教えが引き継がれ、維持していかなければならない共通の認識が芽生えたということ、私はこれも大きい認識、効果だと思っています。

効果、課題はあるんですけれども、もう一つは、課題としては、これまで基盤整備をいろんな形の中で取り組んできました。暗渠にしても客土にしても、随分ここ10年20年進んだと思います。ただその効果を維持すると考えたときに、それに附帯するやっぱり低台地区なんかに特化して言いますと、排水をしっかりと維持していかないといくらいい畑の機能を持っていたとしても、それが効果として継続できるかいうときに、やっぱりここはしっかりと浚渫もしなければならない、そこで、また問題になってくるのが先程の担い手の負担ですけれども、地域が施設が広域になったときの維持管理が非常に大変、またこれを維持管理しようとする特殊な技術、それが特殊な機械、人、当然これまた必要になってくる、要求されてくる。

さっきちょっとちぐはぐになりましたが、そういうところに1番苦慮しているという部分で、先程町長の答弁の中にも、そういったことの一つの解消として、地元にある建設業者を初め、そういった特殊技術、それから機械力、人を活用した中で維持していかなければならないなど、私もそこは町長と同じ認識で、これは農業だけでなく建設業界、他の分野にも波及効果があるんだろうなと認識しています。ちょっと課題とか、申し上げましたけども、町長はどういうふうに認識されておられるのか、ちょっとお話を伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 問題点として、担い手の方々の負担が大きくなってきているということは紛れもない事実ではないかと私も受け止めております。町民全体の高齢化というものも、進んでおります。同じ地域でございますので、同じ認識かと思えますけれども、例えば地域の戸数減、戸数はありながら営農に携わる方々が少なくなっている。今回のこの事業は、農業関係の予算ということで、基本的には農業に関する施設等々について、地域の皆さん方の御力添えもいただきながら整備をしていくということではありますが、農業に携わる方々が少なくなっていると、昔は例えば、河川の草刈りなどは、ほとんどの各御家庭から出役があって行っていたものが、現在は営農的な要素が強いということで、農家の方々だけの出役になっている部分が多くなってきているのではないかと、しかし、戸数が減る中で、そういったものが負担になってきているというものもあるというふうに私も認識をしてございます。

また、例えば本郷・住吉・豊里地区のように用水路、排水路などが多数あり、その整備については、過去様々な事業で取り進めてきた経過がありますけれども、時代がどんどん進む中によって、その存在意義というものが十分に伝えきれてこなかった、そのことが、地域の中の共同作業のあり方というところに意識の変化をもたらしてきたものがあつたのではないかと思いますけれども、こういった事業に取り組むことで、それらの事業の大元のところの認識を新たに作る、そういうこと

も地域で生活をしていく中にあっては必要なことではないかと、そのように思っております。

それらを受けて、農業の現場での様々な作業分担の中に建設業に携わる方々の力添えもいただくということは、これからの時代、ますます必要になってくるのではないかと、そのように考えてございます。現在、私どもの町の建設事業に携わる方々が、まだまだ規模的には小さいわけでありますけれども、たとえば営農のお手伝いをするような、そんな取り組みも若干でできている部分がございます。

また、農作業の中において、馬鈴薯の運搬でありますとか、ビートの運搬、こういったものについては、現在、建設業、運搬業に携わる方々の力がなければ、全く滞ってしまうような状況にありますし、さらに今後、麦の運搬でありますとか共同育苗といったようなことになってくる傾向がありますけれども、それらについても、そういった方々の連携というものが必要になってくる時代がそう遠くないところにあるのではないかと、そのように受けとめております。

ですので、農業を支える力というのは、農業者の方々はもちろん、その地域に住んでいらっしゃる方々の力ももちろんでありますけれども、様々な産業の方々の御力をいただきながら、日本の農業、またこの地域の農業というものを支えていかなければならない。その仕組み作りが、今急がれているのではないかと、そのような認識をしているところでございます。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 先程、答弁の中で一つ加えたいと思うんですけれども、課題の部分なんですけれども、当然、専門的なその技術を確保するため、委託してしまうと、これまた作業単価は当然上がるわけです。そうすると限られた財源の中でどこを優先するのか、非常に苦慮して、時として公共性の強いものを優先して、その中でもどこを優先するのか。そういった状況の中で、個々の対応もして欲しいという、そういう思いはあるんですけれども、現状としてはそこは今、なかなか待ってもらっているという、そういう実情もあることを認識していただきたいのと、今回、定例会でも補正の部分で計上している提案はされていますけれども、それも助かることなんですけれども、現実にまだまだ予算的には、希望に叶うような予算ではないんだと、優先を決めながらやっているんだと、これは今後もずっと続くことなんですけれども、そういうことの認識として付け加えさせていただきたいと思います。

続いて、2番目ですけれども、要はこの制度というのは、私は端的に言って、利用しないとか、活用しない手はないな、財源的にも国50%、北海道25%、町25%、そのうち制度上の交付税措置があると、実質4%ということであれば、しっかりと活用して、そしてそれによって説明にもありましたけれども、町が関わっている農業関係の維持の予算が少しでも削減すれば、これは、正直なところ町にとっても財政を考えたときにもメリットだと、そういう認識を持ったところなんですけれども、これで間違いないでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 答弁上は、間違いはございません。ただ、先程言いましたように、交付税措置というものにつきまして、私は余り国の現在の交付税制度というものをそのまま受け止めているわけではございません。当然、この事業に取り組みますと、それなりの財源措置がされているということであれば、当然交付税が増えるはずでございますが、間違いなく交付税は減らされてきております。その分については、算入いたしました国は言いますけれども、それ以外のところの単位費用と言われるものなどについては、削減をし、総額としては全く増えないどころか下がってしまうということもあります。ですので国の交付税で措置をいたしましたということについては、そのまま鵜呑みにして、財政運営を行っているわけではないということだけは、御理解を賜りたいと思います。

ただ、それを差し引いたとしても、やり取りの中で、町の一般財源の持ち出しの縮減を図ることも一部できますので、これらの事業については、取り組んでいく、そういう有意義なものではないかというふうに考えております。

この事業に地域の方々と理解を一つにしながら取り組むことで、この地域の様々な農業施設はもちろん、農村地域の環境整備というものに十分対応していけるというものになるのではないかと考えておりますので、そんな意味から、是非、町としても取り組みを進めてみたい、そのような考え方を持っているところでございます。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 取り組みの方向については、一緒だと十分理解しております。最後に、3番目ですけども、今取り組んでいるのが町全体で20%位、私は結論から言うとこれは町全体で取り組むべきものだ、そして、事業規模を大きくして進むべきだと結論からはっきり言っておきます。是非そうして欲しいと思っています。これは、この事業が法案化されたということですね、ずっとこれから継続なので、そういう動きを活かして整備していただきたいと思います。

そこで、これの町で対象面積、農用地面積があるんでしょう、それも踏まえて、町全体で取り組むと一体どれ位の事業を、そして町負担額はどの位なのか。 まずそこから聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 全町で取り組んだ場合、1万3,700haの農用地、先程、田、畑、草地と申しあげましたけれども、それらを掛け合わせますと概ね1億6,780万円程度の事業費となろうかと思えます。町の負担額は、そのうち25%、これは表面上交付税措置等々を除いた分でございますけれども、4分の1となりますので、約4,200万円というような状況になろうかと思えます。

現在、全町で取り組んでいない20%の段階で、今年度、今回補正予算を御提案させていただいておりますけれども、その分を足しますと、今年度の予算額が1,050万円程度ということでございますので、全町で取り組んだ場合については、3,150万円程度を町の直接的な負担というものが増える計算になってございます。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 かなりの大きな金額、事業だと思います。それでは1番目と2番目で答弁をいただいたことを加味して、ここでちょっと聞かせていただきたいんですけども、この事業、町で全体で取り組もうとしたときに、先程来から一般、町の単独事業、これも一部軽減されていると、今回この多面的機能のこの事業に新たなメニューが加わったと、そういった二つのことを加味したときに、どれ位の額が大体、軽減されるのか、そしてどの事業を今現在、大空町で取り組んでいる、どの事業が軽減されるのか、教えていただきたいです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町が今、一般財源などで取り組んでいる事業、多面的機能支払交付金事業に全町域として、取り組んだときに、それらの中で取り組める事業がいくつかあるだろうというふうに思っております。幾つか例を申し上げたいと思いますが、エゾシカ侵入防止フェンス管理事業補助金、これが40万円程、その他農業用施設維持補修事業として、排水路の土砂上げなどでございますけれども、510万円程、有害鳥獣駆除推進事業の一部分、また、ひまわり作付事業の一部、さらに河川環境整備委託料、こういったものなどが削減といいたいでしょうか、新しい事業側の方で予算組みができるのではないかと、これら全部合わせますと約1,000万円程度に現在になってございます。

この他にも先程言いました、農村地域における町道、それらの側溝の維持管理というようなことも可能性があるということでございますので、現在、町道の維持管理に係る費用については、指定管理料として計上してございますけれども、そのところ、例えば精査を進めて削減をし、直接この事業からの委託料としてお支払いをするというような方法も可能ではないかと、そのように考えておりますので、先程の1,000万円に、さらに町の持ち出し分というものが削減できる可能性があるだろうと、そのように思っております。

そのようなことで考えますと、全部、先程言った町の負担分4,000万円分を削減してしまえば、全く事業で量的には変わらないということになりますので、そういうことにはならないかとは思いますが、実質的な負担を先程言った事業に振りかえることによって、軽減が図れるものと、そのように考えているところでございます。

先程言いました道路の管理などについては、まだ具体的にそののところに着手し

て検討を加えているわけではありませんけれども、必要な事項であろうと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 ちょっと質問を変えたいと思います。

先程、これからの課題として、事務局、事務処理の体制なんですけれども、現農地・水環境事業においては、団体へ委託料を払ってるという経過にありますけれども、これが土地改良区にお願いしている部分もあるんですけれども、これが町全体で取り進めるとなったら事務局、事業費の1割が、事業を処理することに充てられますよというこの制度ですから、1億6,000万円にしても1,600万円、こういったことを考えると、それなりの体制は組めるのかなという感じもするのですが、現実に大空町において委託と考えたときに、どこが可能なのか。お考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 このことについては、まだ内部でも十分な協議が整っているといいましょうか、熟しているわけではございませんので、可能性の問題としてお聞きいただきたいと思います。

現在、豊里・住吉・本郷地区については、用排水路の管理を主体的に行ってくださいっております。土地改良区などに委託をしておりますが、全町ということになりますと、土地改良区の方は、現在の範囲を超えるというようなことで、こういったところをお願いをするというのは、少し難しい部分があるのではないかと、そのように感じているところでございます。また、先程、全町もしくは旧市町村単位で、この組織をつくるということが可能であるというようなことを申し上げました。そういった意味から、私どもの町の地域においては、東藻琴地域においては、農協でいえば、JAオホーツク網走さんの経営のエリア、また女満別地域については、JAめまんべつのエリアということで、そういった農協などの組織が母体となるというようなことの可能性はあろうかと思えます。

しかし一方で、先程申しましたように、町の負担軽減などを考えてまいる中においては、町道の維持管理、また、町が管理しなければならない排水路等の管理というようなものも含めて、この中で取り組むことができないだろうかと、そういうようなことを考えている部分がございますので、果たしてJAの皆さん方の全面的な御協力がいただけるかどうかというのは、まだ未知数のものと、そのように感じているところもあります。

いずれにいたしましても、町が今後その受け皿となる事務処理の体制という考え方を整理しなければなりませんけれども、何がしかの形で、町が関与するようなところは組織化していかなければならないのではないかと、今そういうところの出発点から、議論を内部で進めている段階でございますので、今後はこれらの形な

どが十分議論の上で見えてきたならば、また御相談、御説明をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 事務局体制については、この時点では明言、可能性ということで話を聞かせていただきました。

私もどういう形がいいのか、今時点でわかりませんが、ただ先程、事務費のことを考えてみれば、その額を考えたときに、これはJAなり、それから役場の職員のOBなり、そういった雇用の部分も、そこら辺の活用も、また見えてくるのかなと、今後またそういうことも可能なのかどうか検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、広域、全町で取り組むとしたとき、この事業は来年の4月から実施と、そうなることに向けてこれからの取り組みが始まるだろうと思いますけれども、今現時点でスケジュール的に、どのように考えているのか、お答えいただける範疇でお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず具体的なスケジュールについては、後程、担当者から御説明をさせていただきたいと思います。その前段について私が少しお話を申し上げたいと思います。

確かにJAまた役場のOBの皆さん方に、御協力いただくというやり方もあろうかと思います。ただ、1点だけ申し述べておきたいのは、役場の現職の職員の現在の人件費については、この事務費から充当するというにはならない制度のようでございます。臨時職員など、雇用するところの賃金の扱いについては可能となっているようでございますが、役場の職員の給料、手当等、時間外勤務手当などを除いた基本的なものについて、ここのところの事務費を充当することは認められていない制度のようでございますので、この機会にお話を申し上げておきたいと思います。

スケジュールについては、具体的には担当者から説明を申し上げますが、私が担当者に指示をいたしましたのは、地域への説明、意向把握、さらには、事務体制のあり方などについては、予算編成時に一緒に協議をするということではなく、その前段に、その形というものをあらかじめしながら予算編成に当たっていかねばならないというふうに指示をさせていただきました。ですので、予算編成作業が具体的に始まるのは、12月になろうかというふうに思いますので、その前段で、これらの体制のあり方、形というものを作り上げながら、次に進んでまいりたいというような考え方を持っております。

詳しくは担当の方から現在持っているスケジュールなどについて説明をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 それでは広域活動組織の立ち上げなどのスケジュールにつきまして御説明させていただきます。

この活動組織につきましては、先程、町長の方から説明がありましたとおり、旧市町村単位、若しくは町村単位となります。その広域活動組織の構成といたしましては、各集団に構成員となっていていただくということになっておりますので、そのことから、各集団へは、多面的機能支払交付金の活動内容について十分な説明を行っていくことが大事だというふうに考えております。そしてその中では、構成員として広域活動組織への協力体制をつくっていただくということも重要と考えております。

現在、多面的機能支払交付金活動をしていない集団につきましては、10月中、11月上旬を目途に説明会を終了させるスケジュールで行いたいというふうに考えております。その後、集団につきましては、広域活動組織に構成員として集団の代表者を、広域活動組織を設立をしていくということで考えております。その後に活動計画を作成をいたしまして、広域活動組織で、どのようなことを実施をしていくかということで、平成27年度の予算に反映をしていくということで考えております。

また、先程の事務処理につきましては、各団体の考え方もございますので、並行いたしまして、その組織の方を設立していくということで考えております。以上です。

◇議 長 6番、松田信行議員。

◇松田議員 今まで、この事業の取り組みについて御答弁を頂きました。私は、十分把握、理解できたと思うんですけども、この事業をこれからスケジュールに沿って、今取り組んでない地域、十分理解してもらわないと、事が進まない事業ですから、そこら辺は丁寧に丁寧に説明していただいて取り進めていただきたいと思います。いずれにせよ、この事業は、先程、冒頭申し上げましたけれども、これだけ町の中で基盤整備が進む中で、整備した事業、ずっと長い間継続して、より農家の所得に結びつけるんだと、ついてはそこにつながるんだろうなと思ってますので、積極的にこの事業に今後も取り組んでいただきたいと申し上げて、一般質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まだまだ説明不足でありますので、地域の農業者の皆さん方がこの事業の外枠の考え方というものが十分理解いただけていないのではないかと考えております。ただ、農業者の皆さん方が御負担をして行っていく事業ということではなく、国、北海道また市町村がその財源を捻出しながら、そういった農村地域の整備のた

めに、また、ひいては農家の所得の向上のために行っていく事業であるということをしかりと説明をしてまいりたいと、そのように思います。

また、これらが継続することによって、先程、建設業に関わる方々の応援をいただかなければならない部分もあると、こういうお話を申し上げました。これがしっかりと継続されていくということであれば、地域のそういった業種の方々の今後の投資というところの見通しにも、一役は担える部分があるのではないか、そのようにも考えております。農業者の方ばかりではなく、地域全体にこういったものの説明ができるような取り組みを進めて、この地域全体でこの事業に取り組めるような、そんな形づくりを目指してまいりたいと思っております。

また、議員からも、御指導や様々な御指摘いただきますようお願いを申し上げたいと思います。有難うございました。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 58 分

平成 2 6 年 第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成26年 9 月 17 日
- ・ 開 会 平成26年 9 月 17 日
- ・ 閉 会 平成26年 9 月 18 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	9 番	小	島	一	弘
4 番	沢	出	好	雄	10 番	後	藤	幸	太 郎
5 番	品	田	好	博	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		建設課参事
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
産業課長		総務課主幹
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 26 年第 3 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、議長において 11 番、深川昇議員及び 1 番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。

大槻議会事務局長。

◇議会事務局長 本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

また、職務の都合により、一部移動がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎農業委員会会長挨拶

◇議 長 次に、山神正信農業委員会会長より就任挨拶の申し出がありますので、これを許します。

山神正信農業委員会会長。

◇農業委員会会長 ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言就任のご挨拶をさせていただきたいと思います。

農業委員の任期満了に伴い、新たな農業委員 23 人が選出、選任されました。7 月 22 日、第 1 回農業委員会総会において、会長の職務に就任することになりました、女満別大東の山神正信でございます。責任を担うこと、改めて責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

昨今の農業は、原料、飼料、肥料の高騰、TPP 交渉など厳しさを増している一方、安全、安心な食糧の供給が求められております。また、現在農業委員組織の制度改革が進められようとしていますが、農業委員会には一貫した優良農地の確保、有効利用等、担い手の育成、確保に向けた取り組みが大きな役割と位置付けられており、町や関係機関、団体と連携しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

今年、7月より新しい体制でスタートしたわけではありますが、今月10日、女満別地区豊里の梶稔委員の突然の訃報に接し、農業委員会としても、非常に残念でなりません。御冥福をお祈り申し上げます。

また、これからの委員会活動においても、農業委員一丸となって精進してまいりますので、議員の皆様には温かい御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任に当たっての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これで就任挨拶を終わります。

◎日程第2 議案第43号

◇議 長 日程第2 議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

田端建設課長。

◇建設課長 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

「議案第43号 工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

- 1 契約の目的 開陽中央線改良工事（橋脚工）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 6,582万6,000円
- 4 契約の相手方 大空町女満別東陽3丁目3番8号 吉井建設株式会社 代表取締役社長 郷右近英宣

この工事につきましては、女満別地区と東藻琴地区を結ぶ主要道路として整備を進めております開陽中央線の改良工事でございますが、社会資本整備総合交付金を財源として、平成22年より実施しております。今年度につきましては、橋脚工一基の工事を実施の予定でございます。

工事箇所につきましては、参考資料1ページに施工箇所位置図がありますので、そちらを御確認いただければと思っております。

この工事に係る入札につきましては、平成26年8月26日に指名競争の方法により実施し、同日仮契約を締結したところでございます。

また、工期につきましては、契約の日より平成27年3月10日までの予定としております。

工事請負に当たりまして、指名競争入札の指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の4社で入札を執行しております。入札の結果は、御説明のとおり吉井建設株式会社が落札したところであります。契約の金額は6,582万6

， 0 0 0 円、うち消費税及び地方消費税の合計額は 4 8 7 万 6 ， 0 0 0 円となっております。なお、当請負工事につきましては、議決後に本契約を締結する予定としております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 4 3 号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 4 3 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 4 4 号

◇議 長 日程第 3 議案第 4 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 3 ページをお開き願います。

「議案第 4 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 1 7 日提出 大空町長山下英二」

変更の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の 3 ページをお開き願います。

議案第 4 4 号関係、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表です。北海道市町村職員退職手当組合は市町村及び市町村の一部事務組合の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合であります。

このたびの変更の理由は、組織の構成団体に、根室北部廃棄物処理広域連合の設立に伴い、新たに加入するため変更するものであります。

改正の内容ですが、右側が変更前、左側が変更後の規約となります。変更前の規約 別表 括弧根室の項中、中標津町外2町葬祭組合を、変更後 中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号

◇議 長 日程第4 議案第45号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
星加生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書の7ページをお開きください。

「議案第45号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

提案理由の説明につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の5ページをお開きください。参考資料5ページにつきましては、改正条例の新旧対照表となっており、本条例の改正の趣旨でございますが、旧土地改良事業所の一部を東藻琴相撲場として改修し、行政財産として管理することから、大空町体育施設条例の一部を改正するものでございます。

具体的な条例改正の内容ですけれども、改正前の条例第2条表中、東藻琴弓道

場の次に、東藻琴相撲場を加え、また、改正前の別表（第6条関係）大空町体育施設使用料ですけれども、6ページになります。6ページの下段の方に記載しておりますけれども、6東藻琴多目的運動広場の次に7東藻琴相撲場を1時間当たりの使用料として450円を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月15日から施行することとしております。

以上で提案につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第45号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第46号

◇議 長 日程第5 議案第46号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長

◇福祉課長 11ページをお開きください。

「議案第46号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

13ページは改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料7ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

この条例の改正の趣旨につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布されました。父子家庭の支援を拡大し、母子家庭等同様に法律

の支援対象と位置付け、父子の定義が法律上明確化され、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されたことから、大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例の第2条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、第2条第2項第2号中「父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていないもののうち、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。」に改め、平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
5番、品田好博議員。

◇品田議員 条例改正であります。若干お聞きしたい。
当町における父子家庭及び母子家庭の世帯数をお聞かせ願えればと思っております。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 大変失礼いたしました。
本町におきまして、母子の家庭は58戸、父子は11戸となっております。

◇議 長 5番、品田好博議員。

◇品田議員 はい、ありがとうございます。
これらの父子、母子家庭の内容でございますけれども、いろいろな制度があるわけでございますけれども、統計によると、母子家庭に比べて、今般の父子家庭の制度の認知度が大変低いというふうなことが報じられていますけれども、この辺のことに、周知はどのような対応しているか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 当条例に対しての医療費等の周知ということでよろしいでしょうか。

今回は、国の法律の改正、父子家庭という名称が明確化されたことに伴いましての条例改正でございます。既に今までの母子家庭に準ずるという扱いで、法、条例において、父子家庭等についても医療費の調整を行っておりますので、今までと助成の内容は変わらないということで、特に周知は考えてございません。

◇議 長 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号

◇議 長 日程第6 議案第47号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の15ページをお開きください。

「議案第47号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

改正内容の御説明を申し上げますので、議会定例会参考資料9ページの新旧対照表を御覧願います。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が4月23日に公布されました。

父子家庭を母子家庭と同様に法律の支援対象と位置付け、父子の定義が法律上明確化され、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に法律名称が改正されたことから、大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正す

るものでございます。

11ページを御覧願います。備考第1号の「母子世帯等」につきまして、「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及び保護者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯」に改めるものであります。

申し訳ありません。訂正いたします。及びの後に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第47号 大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号大空町広域入所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号

◇議 長 日程第7 議案第48号 大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 19ページをお開きください。

「議案第48号 大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

21ページは、改正文でございます。改正の内容につきましては、参考資料13ページの新旧対照表により、御説明いたしますのでお開き願います。

今回の改正趣旨につきましては、先程お認めいただきました議案第４６号、第４７号と同様の改正理由によりまして、大空町児童センター条例の一部を改正するものでございます。先程説明しましたように、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことから、今回改正するものでございまして、第５条中「母子福祉関係者」を「母子・父子福祉関係者」に改め、平成２６年１０月１日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第４８号 大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４８号 大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第４９号

◇議 長 日程第８ 議案第４９号 平成２６年度大空町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の２３ページをお開き願います。

「議案第４９号 平成２６年度大空町一般会計補正予算（第５号）」
平成２６年度大空町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，７７５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７９億５，４４４万円とする。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

平成２６年９月１７日提出 大空町長山下英二

25ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款町税に248万円を追加、12款分担金及び負担金に8万6,000円を追加、14款国庫支出金に672万9,000円を追加、15款道支出金に830万8,000円を追加、17款寄附金に30万5,000円を追加、18款繰入金に2,181万7,000円を追加、20款諸収入に、803万円を追加、歳入合計は4,775万5,000円を追加し、79億5,444万円とするものであります。

26ページをお開き願います。歳出です。

2款総務費に1,390万4,000円を追加、3款民生費に674万4,000円を追加、4款衛生費に238万6,000円を追加、6款農林水産業費に1,092万2,000円を追加、7款商工費に194万7,000円を追加、8款土木費に763万6,000円を追加、10款教育費に421万7,000円を追加、歳出合計は4,775万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、32ページ、33ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費の行政事務情報化事業で、13節社会保障・税番号制度関連システム構築委託料に670万円を追加しております。国で進めております、社会保障・税番号制度における関連システムの整備に関わるもので、住民基本台帳システム及び税務システムの改修と個人番号の管理各業務システムとの連携を図る総合宛名システムを導入するため追加するものであります。また19節社会保障・税番号制度システム整備負担金に66万3,000円を追加しております。地方公共団体が保有する住民基本台帳、税務、社会保障等の個人情報を受受するために、その基本データを保管管理し、外部機関へ提供する中間サーバー機を地方公共団体情報システム機構が全国に2カ所整備運用するに当たり、大空町の負担分について追加するものであります。これらの整備に当たりましては、国の補助金及び地方交付税において措置されることとなっております。

6目公有財産管理費で11節の需用費から消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料合計で31万円を減額しております。旧土地改良事業所を改修し相撲場としての維持管理に要する経費を計上しておりましたが、体育施設として管理することから、予算を組み替えるため減額するものであります。

また、22節自動車事故賠償金7万9,000円を追加しております。7月28日の臨時会で報告いたしました、除雪機械によるNTT線の事故に伴う賠償金を追加するものであります。

7目企画振興費に地域振興施設整備事業を追加しております。東藻琴地区のまちづくりや地域活性化の観点から検討してまいりました地域振興施設を整備しようとするもので、打ち合わせに要する経費、旅費としまして9節に11万円、11節食糧費に1万3,000円、13節地域振興施設調査設計委託料に664万9,000円を追加するものであります。

3款1項2目老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金で、28節介護保険事

業勘定特別会計繰出金に7,000円を追加しております。医療保険と介護保険の1年間の自己負担合計額が世帯の負担限度額を超えた場合に、介護保険に関わる部分が給付される高額医療合算介護サービス給付費が当初見込みより増加しているため、一般会計の負担分を追加するものであります。

3目障害者福祉費の障害者総合支援事業で23節前年度障害者自立支援給付費負担金返還金に557万円、前年度障害児施設給付費等負担金返還金に1万1,000円を追加しております。平成25年度分の精算のため、国及び北海道に対する返還金分を追加するものであります。

7目老人福祉施設費の老人福祉施設入所措置事業で、20節老人福祉施設措置費に115万6,000円を追加しております。8月1日に養護老人ホームへ1名入所したことに伴います、措置費を追加するものであります。

4款1項2目予防費の各種疾病予防対策事業で、13節予防接種委託料に151万2,000円を追加しております。現在、任意接種となっております水痘の予防接種が10月1日から定期接種へ変わることから追加するもので、対象年齢は3歳未満児、平成26年度中は特例として5歳未満児までが対象となります。

同じく、肺炎球菌ワクチン接種委託料に71万8,000円を追加しております。現在、任意接種となっています肺炎球菌ワクチンの予防接種も先程の水痘と同様に、10月1日から定期接種に変わることから追加するもので、対象者は65歳の方、75歳以上の方、60歳から65歳未満の方で心臓や免疫機能等に障がいのある方が対象で、平成30年度までは特例としまして70歳の方も対象となります。なお、現在実施しています助成事業と同様に3分の1が自己負担となります。

また、19節任意予防接種助成金から23万円を減額しております。現在75歳以上の方に肺炎球菌ワクチン接種料の3分2を助成しておりますが、定期接種に変わることから、関係分を減額するものであります。

34ページ、35ページをお開き願います。2項2目し尿処理費の網走し尿処理施設負担金で19節に38万6,000円を追加しております。平成25年度の精算により追加となるものであります。

6款1項1目大空町農業委員会費の農地基本台帳整備事業で、13節農地基本台帳システム改修業務委託料に302万4,000円を追加しております。農地法の改正に伴い、平成26年4月から農地台帳が法定化され、台帳として整備すべき項目が定められたこと、また農地の利用増進、集積等を図るため、貸付、売買等の意向のある農地情報については、農業会議において公表されることから、データ作成等の機能が必要となるため既存システムの改修を行うものであります。

3目農業振興費の強い農業づくり事業で、19節経営体育成事業補助金に528万4,000円を追加しております。中心的な農業経営体が融資を受けて農業機械を整備し、経営の発展改善を図るもので、2経営体に対し補助するため追加するものであります。この農地費の農業農村多面的機能支払交付金事業で、19

節に26万3,000円を追加しております。平成26年度から制度の拡充により、農地や水路、農道の補修等も事業の対象となり、5地区で取り組むため、町の負担分となる事業費の25%を追加するものであります。

7款1項2目観光費の朝日ヶ丘公園管理費で13節公園管理委託料に19万4,700円を追加しております。当初見込みより多くの来場者があり、芝を適正に管理するため、芝の養生業務等を必要となる経費を増額すること、また展望台の草刈り備品類の撤去業務を合わせて委託するため追加するものであります。

8款2項2目道路橋りょう維持費の町道維持補修事業で、15節町道維持補修工事に700万円を追加しております。これからの雨による浸水時期等を迎えることから、災害等の発生がないよう4路線5カ所で道路側溝等の保守を行うため追加するものであります。

7項1目空港対策費で9節普通旅費に33万6,000円を追加しております。10月に予定されています中国へのチャーター便就航に伴い、中国からの誘客等を図るため、プロモーション活動を行うための旅費であります。また、19節に女満別空港国際チャーター便誘致協議会負担金30万円を追加しております。海外でのプロモーション活動などに要する経費として大空町の負担金であります。

10款3項2目中学校費、教育振興費の女満別中学校教材費と東藻琴中学校教材費で、それぞれ11節消耗品に5万円ずつ追加しております。学校の図書購入のためにと、1名の方からふるさと応援寄附金がありましたので、本年度は中学校の図書を整備するため追加するものであります。

3目スクールバス運行費のスクールバス運行事業ですが、36ページ37ページをお開き願います。11節修繕料に26万8,000円を追加しております。エンジン系統のピストンリングが摩耗しており、マフラーから異常に白煙が出ることから、修理を行うため追加するものであります。

7項1目保健体育総務費のスポーツ活動振興事業で、11節消耗品費に5万円を追加しております。スポーツ振興のためにと、1団体からふるさと応援寄附金がありましたので、スポーツ縁日等で利用できるスポーツレクリエーション用具のクップ、モルックを購入しようとするものであります。

2目体育施設費の大空町B&G海洋センター管理費で11節修繕料に10万2,600円を追加しております。B&G海洋センターのプールの水が漏れているため修繕するものであります。

同じく東藻琴相撲場管理費を追加し、相撲場の管理経費として11節の需用費に消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料合わせて3万4,000円、12節消防用設備点検料に1万5,000円を追加しております。維持管理経費として、追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をします。30ページ、31ページをお開き願います。1款1項1目1節町民税、個人の現年度課税分で所得割から1,13万7,800円を減額しています。主に昨年の農業所得が当初見込みより減ったた

め減額するものであります。

同じく２項１目１節固定資産税の現年度課税分で土地に３６万５，０００円を追加しております。宅地における減免対象となっていた土地が減少したため、追加するものであります。

家屋には５７万７，０００円を追加しております。新築住宅の増によるものであります。

償却資産には１，２９１万６，０００円を追加しており、償却資産の新規取得等による増によるものであります。

１２款２項１目１節民生費負担金の老人福祉施設負担金で、老人福祉施設保護措置費用徴収金に８万６，０００円を追加しております。特別養護老人ホームへ１名入所したことに伴います本人の負担分であります。

１４款２項４目１節総務管理費国庫補助金の総務管理費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金６７２万９，０００円を追加しております。社会保障・税番号制度システムを整備に対する国の補助金であります。

１５款２項４目１節農林水産業費、道補助金の農業費補助金で農業委員会交付金に３０２万４，０００円を追加しております。農地基本台帳システムの改修経費に対する道の補助金であります。

同じく経営体育成交付金５２８万４，０００円を追加しております。強い農業づくり事業における経営体への補助に対する道からの補助金であります。

１７款１項１目１節一般寄附金に３０万５，０００円を追加しております。１団体、５個人の方からの御寄附であります。

１８款１項３目１節財政調整基金繰入金に２，１８１万７，０００円を追加しております。今回の財源調整のため繰り入れるものであります。

２０款４項１０目１節雑入で自動車事故共済金７万９，０００円を追加しております。歳出で説明しました自動車事故の賠償金に対する保険給付であります。

同じく前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金３３２万８，０００円、前年度障害者医療費負担金精算金３万８，０００円、前年度障害児施設給付費等負担金精算金１万７，０００円、前年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金４５６万８，０００円を追加しております。それぞれ前年度事業の確定により返還金精算金が収入となるものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

５番、品田好博議員。

◇品田議員 ３３ページですけども、各種疾病予防対策事業について、若干、関連で教えていただきたいのですけれども、昨今、デング熱ですか、媒介としてヒトスジシマカの分布域がなっていますけれども、この北海道の中で、日本脳炎の任意予防といいますか、任意予防の対象になっているんだろうかということを御聞き

したいのですが。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 御質問のありました日本脳炎の件でございます。

現在、北海道において適用について検討していくということでございますので、これがわかり次第、また皆さんにお知らせをするということになると思います。

◇議 長 5番、品田好博議員。

◇品田議員 今、課長から道の状況を述べられていましたけれども、昨今の状況は、随分変わって天候状態も変わっておりまして、温暖化というのは急激に進んでおりまして、このデング熱の蚊も、当初は東北南部までだったんですけども、分布が北部まで上昇しています。そんなことで日本脳炎も、これはアカイエ蚊ですか、これは北海道にはいませんけれども、いつ何どき来る可能性もあるし、また昔と違いまして、本州の往来ですか、これもかなりの頻度で人間の移動があります。そんなことで、任意の予防があれば、7,000円だと聞いておりますけれども、助成をするというふうなことで、道が動いているかどうかということでお聞きしようと思っていましたけれども、そういう内容で動いているということでしょうか。

◇議 長 南部福祉課長。

◇福祉課長 これは、品田議員の言われたとおりでございまして、今その辺についても私どもは情報収集をして、対応していきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

◇議 長 5番、品田好博議員。

◇品田議員 すいません、一括で質問すればよかったのですが、失念しておりました。35ページの、朝日ヶ丘公園管理費、公園委託料についてであります。この管理エリアの委託料ですけれども、この中央に花卉公園があったと思いますけれども、これは入っていたのですか。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 品田議員の御質問に御答弁をさせていただきたいと思います。今回の補正の部分のエリアにつきましては、あくまでも芝の管理ということでありますので、花卉公園の部分については、委託外ということになっております。

◇議 長 5番、品田好博議員。

◇品田議員 今年は花卉公園の方に、ヒマワリが大変綺麗に咲いておりまして、観光客の皆さん方も公園内に降りてきまして、写真等いろいろ撮っておいりましたけれども、四阿の中ですか、私寄ったのですが、大して綺麗になっておらず、多分これは直営ということだったんだろーと思いますけれども、それでお尋ねしたということであります。また近くの水道栓も水が出ないというふうな状況であったように思って質問したところです。

◇議 長 秋葉産業課参事。

◇産業課参事 おっしゃるとおり花卉公園の中、四阿、水道施設等については直営ということではなかなか職員の手も回らなかった部分があるかと思います。今後、対応をきちっとしていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 5番、品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございます。この間の所管事務調査でもお尋ねしたけれども、展望台の入り込み、観光客ですか、なお、去年に増して良好であるとの報告をいただいたところでございますけれども、やはり一工夫をして、前段、町長さんにも話をさせていただいたんですけども、一工夫をして、ただ、景観だけということではなく、またパークゴルフ場だけでなく、観光施設としてやっぱり一工夫あっていいのではないだろうかというふうな考え方にあるわけですが、その辺についてです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 朝日ヶ丘公園の管理につきましては、今年度から管理体制の変更をさせていただいたところであります。様々な御要望があった中で、特にパークゴルフ場の管理、特に芝の管理というようなことがあったかと思います。直営に戻しまして、まずそこを第一義的に取り組んでいるところでございます。

本来、朝日ヶ丘公園は、展望の利く景勝地として過去から大勢の皆さんにお越しをいただいているというようなところでもございます。また、全てのところに着手できているわけではございませんけれども、そういった議員の思いなども含めて、今後、その公園の整備というものを着実に進めてまいりたい、その中で、様々な要素というものの向上を図っていきたいと考えておりますが、現状まだまだ十分ではないということは私自身も承知してございます。今後とも、御指導いただきながら、整備また管理を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４９号 平成２６年度大空町一般会計補正予算（第５号）を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４９号 平成２６年度大空町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。
ここで１０分間休憩します。

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時０９分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第９ 議案第５０号

◇議 長 日程第９ 議案第５０号 平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書３９ページをお開きください。

「議案第５０号、平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，２４６万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億２，９００万３，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

平成２６年９月１７日提出 大空町長山下英二」

４１ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。９款繰

越金に2,246万円を追加しまして、歳入合計は、2,246万円を追加し1億2,900万3,000円とするものでございます。

42ページで、歳出でございます。9款財政調整基金費に222万8,000円を追加、10款諸支出金に2,023万2,000円を追加しまして、歳出合計は、2,246万円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、48ページ、49ページをお開きください。

9款1項1目25節国民健康保険基金積立金ですが、222万8,000円の追加でございます。平成25年度の余剰金を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、10款1項3目23節返還金ですが、前年度国庫支出金返還金として、1,054万8,000円の追加、前年度療養給付費交付金返還金として、494万4,000円の追加、前年度一般会計繰入金返還金として、456万8,000円の追加、前年度特定健康診査等負担金返還金として、17万2,000円の追加でございます。いずれも、平成25年度の事業費の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので46ページ、47ページをお開きください。9款1項1目1節前年度繰越金に2,246万円の追加でございます。前年度の繰越金を予算化するものでございます。

以上で補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議し」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 平成26年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号

◇議 長 日程第10 議案第51号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別

会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書５１ページをお開きください。

「議案第５１号 平成２６年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）でございます。

平成２６年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６６９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ７億２７３万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年９月１７日提出 大空町長山下英二」

５３ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款国庫支出金に１万７，０００円を追加、４款支払基金交付金に１３万１，０００円を追加、５款道支出金に５１０万１，０００円を追加、７款繰入金に２万２，０００円を追加、８款繰越金に１４２万３，０００円を追加しまして、歳入合計は６６９万４，０００円を追加し、７億２７３万２，０００円とするものでございます。

５４ページ、歳出でございます。２款保険給付費に６万円を追加し、５款諸支出金に６６３万４，０００円を追加しまして、歳出合計は、６６９万４，０００円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明申し上げますので、６１ページをお開きください。２款５項１目１９節高額医療合算介護サービス費ですが、対象が増え、予算に不足が生じることが想定されるため、６万円を追加するものでございます。

５款１項２目２３節前年度一般会計繰入金返還金として、３３２万８，０００円、前年度介護給付費負担金返還金として５２万円、前年度地域支援事業交付金返還金として２７８万６，０００円の追加で、いずれも平成２５年度事業費の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので５８、５９ページをお開きください。３款１項１目１節現年度分介護給付費負担金に１万２，０００円の追加、２項１目１節現年度分調整交付金に５，０００円の追加、４款１項１目１節現年度分介護給付費交付金に１万７，０００円の追加でございますが、細節で御説明しました高額医療費合算介護サービス費６万円の追加に伴う法定ルールによる追加でございます。

４款１項１目２節過年度分介護給付費交付金に１１万４，０００円の追加ですが、前年度事業の実績に基づき、精算により追加するものでございます。

５款１項１目１節現年度分介護給付費負担金に８，０００円の追加ですが、

先程説明しました歳出で高額医療費合算介護サービス費 6,000 円の追加に伴う法定ルール分を追加するものでございます。

5 款 1 項 1 目 2 節過年度分介護給付費負担金に 509 万 3,000 円の追加ですが、前年度事業の実績に基づき、精査により追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目 1 節介護給付費繰入金に 7,000 円の追加ですが、先程歳出で説明しました高額医療費合算介護サービス費 6 万円の追加に伴う法定ルール分を追加するものでございます。

7 款 2 項 1 目 1 節介護保険基金繰入金に 1 万 5,000 円の追加でございます。今回の補正に伴う財源調整のために追加するものでございます。

8 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金に 142 万 3,000 円の追加でございます。前年度の繰越金を予算化するものでございます。

以上、補正予算内容について御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 51 号 平成 26 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 51 号 平成 26 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 認定第 1 号から日程第 18 認定第 8 号

◇議 長 日程第 11 認定第 1 号 平成 25 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 18 認定第 8 号 平成 25 年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。
本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 63 ページをお開きください。
「認定第 1 号 平成 25 年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 25 年度大空町一般会計歳入

歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

別冊の平成25年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。決算書の実質収支に関する調書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。初めに、一般会計の実質収支に関する調書であります。

- 1 歳入総額 83億2,762万7,000円
- 2 歳出総額 82億521万円
- 3 歳入歳出差引額 1億2,241万7,000円
- 4 翌年度へ繰越すべき財源 繰越明許費繰越額 370万円 合計370万円
- 5 実質収支額 1億1,871万7,000円

続きまして議案書の65ページをお開き願います。

「認定第2号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の102ページをお開き願います。実質収支に関する調書、

- 1 歳入総額 11億6,010万3,000円
- 2 歳出総額 11億3,764万1,000円
- 3 歳入歳出差引額 2,246万2,000円
- 5 実質収支額 2,246万2,000円

続きまして議案書の67ページをお開き願います。

「認定第3 平成25年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の130ページをお開き願います。実質収支に関する調書、

- 1 歳入総額 1億154万3,000円
- 2 歳出総額 1億154万3,000円
- 3 歳入歳出差引額 0円
- 5 実質収支額 0円

続きまして議案書の69ページをお開き願います。

「認定第4号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の144ページをお開き願います。質収支に関する調書、

- 1 歳入総額 6億5,379万5,000円
- 2 歳出総額 6億5,237万円
- 3 歳入歳出差引額 142万5,000円
- 5 実質収支額 142万5,000円

続きまして、議案書の71ページをお開き願います。

「認定第5号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の168ページをお開き願います。実質収支に関する調書、

- 1 歳入総額 853万8,000円
- 2 歳出総額 836万4,000円
- 3 歳入歳出差引額 17万4,000円
- 5 実質収支額 17万4,000円

続きまして議案書の73ページをお開き願います。

「認定第6号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の182ページをお開き願います。実質収支に関する調書、

- 1 歳入総額 3億4,196万9,000円
- 2 歳出総額 3億3,891万7,000円
- 3 歳入歳出差引額 305万2,000円
- 5 実質収支額 305万2,000円

続きまして、議案書の75ページをお開き願います。

「認定第7号 平成25年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の198ページをお開き願います。実質収支に関する調書、

- 1 歳入総額 3億6,262万5,000円、
- 2 歳出総額 3億5,605万5,000円

3 歳入歳出差引額 657万円

5 実質収支額 657万円

続きまして議案書の77ページをお開き願います。

「認定第8号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成26年9月17日提出 大空町長山下英二」

決算書の216ページをお開き願います。実質収支に関する調書、

1 歳入総額 2,865万9,000円

2 歳出総額 2,777万1,000円

3 歳入歳出差引額 88万8,000円

5 実質収支額 88万8,000円

以上、提案理由につきまして説明いたしましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり

選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 51 分

◇議 長 休憩前に引続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、先程設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算審査特別委員会委員長に松田信行議員、副委員長に齋藤宏司議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 19 議案第 52 号

◇議 長 日程第 19 議案第 52 号 平成 26 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 追加議案書の 1 ページをお開き願います。

「議案第 52 号 平成 26 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 26 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 5,744 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 18 日提出 大空町長山下英二」

3 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入です。18 款繰入金に 300 万円を追加、歳入合計は 300 万円を追加し、79 億 5,744 万円とするものであります。

4 ページをお開き願います。歳出です。14 款災害復旧費に 300 万円を追加、歳出合計は 300 万円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、10 ページ 11 ページをお開き願います。3 歳出、14 款 1 項 2 目河川災害復旧費の 26 年発生災害河川復旧費で、15 節河川災害復旧工事に 300 万円を追加しております。河川災害復旧事業につきましては、5 月 16 日から 17 日にかけて

ての降雨により農地が崩壊し、土砂で河川が埋塞されたため、復旧工事について5月臨時会におきまして、補正予算の議決をいただいて6月30日までに工事を完了したところであります。

農地の復旧につきましては、土地改良事業により工事を実施するよう事務を進め、本年度一部工事に着手し、畑の基盤につきましては、来年度に工事を実施することとなっております。町が行います河川工事につきましては、農地復旧との関連があることから、来年度の工事を予定しておりましたが、網走漁業協同組合が現地の状況を確認し、河川汚濁等の観点から、今後の台風や融雪時に向けての対応について協議があり、汚濁対策の工事を早期に行い、河川環境保全に努めるため追加するものであります。

続きまして歳入の説明をしますので、8ページ、9ページをお開き願います。18款1項3目1節財政調整基金繰入金に300万円を追加しております。今回の財源調整のため繰り入れるものであります。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成26年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 報告第11号

◇議 長 日程第20 報告第11号 平成25年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から、平成25年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 報告第11号でございます。

平成25年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げるところでございます。

説明いたします資料につきましては、お手元の大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書を御覧いただきたいと思います。初めに、大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第27条第1項におきまして、効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たすという観点から、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

教育委員会におきましては、平成25年度教育委員会の所管の事務につきまして、自ら点検評価を行ってきたところであります。

9月10日に開催されました教育委員会会議におきまして決定いたしました大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書を教育委員長から町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものであります。報告書につきましては、昨年度と同様に北海道教育委員会の報告書を参考にした形式で作成しております。

平成25年度における町教育委員会の所管事務執行状況の概要をまとめた活動状況と、学校教育活動、社会教育活動に係る反省評価をまとめて構成しております。第一部の教育委員会の活動状況につきましては、1ページからは、教育委員名簿、教育委員会会議の開催状況と付議されました案件等、6ページからは、教育委員会関連の条例、規則等の制定状況で、条例4本、規則6本、要綱等2本を制定しております。7ページからは教育委員会委員の活動状況、8ページからは教育関係機関等の活動状況、9ページからは学校に対する指導助言、指示等状況、12ページには町民に対する情報提供、13ページから16ページには教育関係予算の平成25年度最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。17ページからの第2部におきましては、学校教育活動に係る反省評価でございます。

大空町教育推進計画は、平成21年度からスタートし、その実現を目指すため、関係計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、基本方向、観点の数字を記載し、その係わりを示しております。四つの基本目標について記載しております。括弧で示しております数字につきましては、5段階評定尺度に基づき、町立の幼稚園2園、小学校3校、中学校2校、高校1校が実施いたしましたそれぞれの評定の平均値を記載しております。

21ページからの第3部におきましては、社会教育活動に係る反省評価でございます。まず1点目といたしまして、平成25年度大空町教育推進方針に係る反省評価でございますが、評価につきましては、5段階評定尺度に基づき、各担当から出されました評価点の平均値を記載しております。

大空町教育推進方針は三つの基本目標からなっており、同様に具体的な方策及

び総括的な反省評価を記載しております。

24ページからの二つ目といたしまして、平成25年度社会教育推進計画の反省評価でございます。社会教育を五つの事業に分類し、評価をしております。

以上、御説明を申し上げ、平成25年度社会教育委員会の活動状況に関する点検評価報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑を終わります。
これで平成25年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告については終わります。

◎日程第21 報告第12号

◇議 長 日程第21 報告第12号 平成25年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成25年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書の5ページをお開き願います。

報告第12号 平成25年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。この報告につきましては、平成19年6月22日に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標を健全化の判断比率とし、また、同法第22条第1項の規定により、公営企業の資金の状態を表す指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであり、かつ公表することとされております。これらの指標につきましては、監査委員の審査をいただき、9月3日付けで審査意見書の提出を受けたところでございます。

7ページをお開き願います。9月8日付けで町長から議長へ提出してございます。それでは、9ページになりますが、健全化判断比率につきましては、御説明いたします。表の上段が比率の名称を下段が大空町の平成25年度決算に基づく比率その下の括弧書きの数値につきましては、早期健全化の基準となる数値でございます。表の左側から、初めに実質赤字比率でございます。一般会計が対象となりますが、赤字額が地方公共団体における標準的な収入額を示す数値である標準財政規模に占める割合であります。赤字がある場合に数値が算定されるため大空町では黒字決算となっていることから、表示されておられません。早期健全化判断の基準は14.61%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全会計を対象とした実質赤字額また

は資金不足額が、標準財政規模に占める割合であります。実質赤字比率と同様に赤字がある場合に、数値が算定されるため、各会計とも黒字決算のため表示されておりません。早期健全化判断の基準は、19.61%となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、一般会計が負担する地方債の元利償還金や債務負担行為による支出額、企業会計の地方債償還に充てるための繰出金などの元利償還に準ずるものが、標準財政規模に占める割合で3カ年の平均で示されるものであります。平成23年度から25年度の3カ年の平均で14.5%となっており、前年度に比べ0.3ポイント減少しております。地方債残高の減少とともに、元利償還金も減少の傾向にあること、普通交付税が伸びていることなどが要因といえます。この比率が高くなりますと、義務的経費が多くなるため財政の弾力性が低下し、投資的な経費などへの予算配分を減額せざるを得なくなります。早期健全化の判断基準は25.0%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の地方債残高や債務負担行為による支出予定額などを将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合であります。平成25年度は5.7%と前年度に比べ16.8ポイント改善しております。将来負担となる地方債の残高が約5億5,000万円減少したこと、充当が可能となる公共施設等整備基金などに約7億円を積み増したことなどにより減少したものであります。この比率が高くなりますと、将来の実質公債費比率が増大するなど、財政運営上、問題が生じる可能性が高くなることを示すものであります。早期健全化判断基準は350%となっております。

続きまして10ページをお開き願います。資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足が事業規模に占める割合であります。資金不足という表現になっておりますが、一般会計でいうところの赤字の意味となります。大空町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計でございますが、いずれの会計においても資金不足を生じておりませんので、表示はされてございません。経営健全化基準となる数値につきましては、20%となっております。

以上、平成25年度決算に基づきます大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による平成25年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第12号 平成25年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、御報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は8月22日、後藤監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。平成25年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成25年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成25年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率について審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは平成25年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については、終わります。

◎日程第22 報告第13号

◇議 長 日程第22 報告第13号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号 例月出納検査結果の報告につきましても、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成26年5月分から平成26年7月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては、7月17日、6月分につきましては7月25日、7月分につきましては8月21日、後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載のとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 第3回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。
と思います。

今朝程のテレビを見ておりましたら、隣町であります弟子屈町川湯では最低気温が1℃台という季節となつてまいりました。我が家におきましても、数日前から朝晩ストーブを焚き始めた状況でございます。この秋は、例年から見ると少し紅葉なども早いと、そのように言われているかと思ひます。現在、本町におきましては、各農家の方々それぞれ収穫作業が真盛り状況を迎えておりますけれども、終わりました麦の収穫、さらに現在収穫されているものなど、総じてまずまずの出来ではないかと、そのように伝え聞いているところでございます。

先程、補正予算の中で、25年度においては、農業者の方々の税収が私どもの見込みよりも少なかったというようなお話をさせていただきましたけれども、来年度については、少し期待をしたいものだと、そのように考えているところでございます。

今回の定例会に当たりましては、3人の議員の方々からそれぞれ一般質問をいただいたところでございます。町民の安全に対する対策のあり方、また東藻琴地域の振興のあり方、そして、本町の中心産業であります農業の振興、いずれも非常に大切な項目ではなかったかと、そのように受け止めているところでございます。これらを一刻も早く解決をし、そして取り組んでいく、そのことが今言われております人口減問題などに対する抑制策となっていくのではないかと、そのように受け止めております。

職員共々、今回の御指摘いただいた事項などについて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思ひます。

また、この定例会におきましては、平成25年度の大空町の各会計の決算について、御諮りをしたところでございます。本日は、特別委員会の設置をいただきました。今後、御審査をいただくこととなろうかと思ひますけれども、財政の分析を行っていくためには、予算よりも決算の状況というものが非常に大切になると、そのように感じてございます。今後ともこの決算を通じて、次の大空町の財政の形というものを見出していかなければならないものと感じておりますので、今後とも、御指導いただきながら、審査いただきますようお願いを申し上げます。

大変、2日間に渡り御審議賜りましたことに重ねてお礼を申し上げて御挨拶に

かえさせていただきます。
ありがとうございました。

◇議 長 平成26年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 0時19分